

子ども 110 番の家

「子ども 110 番の家」とは

「子ども 110 番の家」とは、地域の子どものための緊急避難場所、及び避難場所設置の取り組みを指す。

【参考】東京都江東区子ども 110 番の家事業実施要綱 第 2 条（定義）

- (1) **子ども 110 番の家** 子どもが不審者から避難する目的で訪れる、子ども 110 番の家協力者名簿に登録された住所にある建物
- (2) **協力者** 子ども 110 番の家に居住、勤務又は子ども 110 番の家を所有する者(法人を含む)で、協力者名簿に登録したもの
- (3) **子ども** 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者

第 3 条（協力者の役割）

- (1) 協力者は、子ども 110 番の家の見やすい場所に、子ども 110 番の家ステッカーを常に掲示するものとする。
- (2) 協力者は、子どもが助けを求めてきた場合に、子ども 110 番の家の中に入れ、子どもの安全を確保する。
- (3) 前号の場合において協力者は、子どもの状況を確認し、速やかに警察、学校、保護者等へ適切な連絡を行い、子どもの引き取りを依頼する。
- (4) 前号の場合において協力者は、子どもを引渡し後、当該事件の経過について地域振興部青少年課に報告する。
(抜粋)

子ども 110 番のバス・タクシー

通学路の民家や商店だけでなく、バスやタクシーなどの車両が「子ども 110 番」の活動に取り組んでいる地域もある。

子ども 110 番のバス

ステッカーを車体の正面や側面に貼って、手を振るなど助けを求めている子どもを車内に保護し、警察に連絡する。(ステッカーは関東バス。ほかに、網走バス、近江鉄道バス、掛川バスなど)



子ども 110 番のタクシー

東京の法人・個人タクシーは、警視庁と東京都の

協力をもとに、平成 18 年より「タクシー子ども 110 番」の取り組みを始めている。左右のリアピラーにステッカーを貼り、助けを求めている子どもを車内に保護して事情を聞き、警察に通報する。ほかに、阪急タクシー、つばめタクシー(広島市)など。

その他の「子ども 110 番」

子ども 110 番の駅

JR 西日本の取り組みで、「子ども 110 番の駅」のステッカーを見た子どもが駅に助けを求めにきた場合、子どもを保護し、子どもに代わって 110 番通報を行うなどの対応をとる。

理容子ども 110 番の店

全国の理容組合加盟店では、各種犯罪から緊急時に駆け込める場所として、理容子ども 110 番の店を実施している。「チョコちゃんマーク」が目印。



子ども 110 番の工事現場

中国地方整備局広島国道事務所は、歩行者や周辺住民へ迷惑をかけることが多かった路上工事の現場を、子どもを見守り、保護する場所として提供することで、犯罪抑止効果による地域貢献、地域との連携強化等を目指している。

◆「子ども 110 番の家」最近の活用事例

(平成 20 年/岐阜県警)

- ・下半身露出男に追いかけられた女子中学生が「子ども 110 番の家」(酒店)に駆け込んだ。酒店では、男がいなくなるまで中学生を保護した。(各務原市)
- ・下校中、道路に座っていた男から「何年生? おいで、おいで」などと声をかけられ、不安を感じたので「子ども 110 番の家」に駆け込んだ。その家で女子中学生を保護し、学校等に連絡した。(瑞浪市)
- ・車に乗った男から「女子高生? 何年生?」と声をかけられ、腕をつかまれたが、駆けつけた知人に助けを求めるとともに隙を見て、近くの「子ども 110 番の家」に駆け込んだ。その家では女子高校生を保護し、警察に 110 番通報した。(大垣市)